

(行政区— 新 —番号)

令和7年 月 日

建物所有者・関係者 様

京 都 市 消 防 局 長
名 畑 徹

消防用設備等点検報告に関する調査及び指導について（通知）

建物に設置されている消防用設備等（消火器、自動火災報知設備等）は、火災が発生した場合に、確実に機能しなければならないことから、消防法令では、維持管理のため、定期に点検を実施し、その結果を消防署長に報告することが義務付けられています。

京都市消防局では、令和7年7月28日時点で消防用設備等の点検結果の報告がされていない建物につきまして、所有者等の調査及び指導を実施しています。

つきましては、下記の建物について、建物の所有者や建物名称等が変更されている場合は、管内の消防署まで御連絡ください。また、建物に設置されている消防用設備等の点検を実施していない場合は、速やかに点検を実施し、その結果を消防署長宛に報告してください。

記

1 建物名称

〇〇〇〇

2 所在地

京都市●●区△△△△

3 違反事項（報告事項）

設置されている消防用設備等について点検し、その結果を京都市●●消防署長に報告すること。（消防法第17条の3の3）

※1 点検実施後に不良箇所があれば、早急に改修してください。（消防法第17条第1項）

※2 本通知は、届出等により、消防局が保有している情報を基に発送しています。

※3 建物の所有者、名称等の情報が異なっている場合又は既に報告の手続きが行われている場合には、以下の問合せ先まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

（問合せ先） 京都市●●消防署 消防課

京都市●●区■■■■■

電話番号 075-▲▲▲-▲▲▲▲

【京都市消防局ホームページ】

「消防用設備等点検報告に関する調査及び指導について」が届いた方へ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000336032.html>

